

経営所得安定対策だより (ナラシ通信)

平成23年3月31日
第11号
三重農政事務所



経営所得安定対策だより第11号です。戸別所得補償制度の本格実施に伴い、今後は、ナラシ対策の手續に関する情報を中心にお届けしていきます。(別途周知される戸別所得補償に関する情報と併せてご覧ください。)

<目次>

1. 今後の水田・畑作経営所得安定対策について
2. 23年産ナラシの加入申請・積立申出について
3. 10%コースへの変更方法について
4. 米の直販分に係る伝票等の提出省略について
5. 対策加入者の方々への重要なお知らせ

1. 今後の水田・畑作経営所得安定対策について

前号でもお伝えしたとおり、平成23年度の水田・畑作経営所得安定対策については、従前の生産条件不利補正対策(旧ゲタ対策)が戸別所得補償制度の「畑作物の所得補償交付金」に移行します。

一方、収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)は、制度の基本的な枠組みを維持しつつ、存続することとなります。

(注：前号でお伝えしたとおり、22年産ナラシにおいては米の補てん額から米モデル事業の「変動部分」の金額が控除されますが、同様に、23年産ナラシにおいても、米の補てん額から戸別所得補償制度の「米価変動補てん交付金」の金額が控除されます。)

今後の手續関係のスケジュールは以下のとおりです。御注意下さい。

【平成22年産収入減少補てん 交付申請期間】
平成23年4月1日～5月2日まで

【平成23年産収入減少補てん 加入申請・積立申出期間】
平成23年4月1日～6月30日まで

(注：農業者戸別所得補償制度も同様に6月30日まで。)



2. 23年産ナラシの加入申請・積立申出（6月30日〆切） について

23年産の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)の加入・積立申出の手続きについては、事務効率化の観点から、**戸別所得補償制度と一体的に行うこととし、様式を変更**しました。

具体的には、戸別所得補償の「交付申請書」「営農計画書」に加えて提出される「**加入実績確認書兼積立申出書**」において、「収入減少影響緩和対策」について「**加入する**」に**チェックし、コース選択、申出内容の記入**を行います。(戸別所得補償本体の手続きについては、別途配布される記入要領をご参照下さい。)

※ なお、23年産ナラシの受領口座は、戸別所得補償制度と同じ受領口座となります。

加入実績確認書 兼積立申出書(様式6)

様式第6号
水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書兼収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書

農林水産大臣 殿

※ 水田・畑作経営所得安定対策に加入していた農業者であって畑作物の所得補償交付金又は収入減少影響緩和交付金の交付を希望する場合は、必ず提出してください。

平成23年産について、下記のとおりであることを申し出ます。
なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律88号)第2条第2項第3号に規定する農地(遊休農地)がないことを誓約します。

申出年月日 23年 月 日

フリガナ			印
氏名又は法人・組織名			
フリガナ			
代表者氏名(法人・組織のみ)			

〈担当書記入欄〉 交付申請者管理コード _____ 地域協議会等管理コード _____

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード _____

平成22年産の加入状況

経営形態	<input type="checkbox"/> 認定農業者(個人) <input type="checkbox"/> 認定農業者(法人) <input type="checkbox"/> 特定農業団体 <input type="checkbox"/> 特定農業団体以外の集落営農組織	経営面積	田と畑の合計 _____ m ²	特例・特認の適用 <input type="checkbox"/> 地域の農地が少ない場合の特例(物理的制約に応じた特例) <input type="checkbox"/> 地域の生産調整団体の過半を耕作している集落営農組織の特例(生産調整団体に特例) <input type="checkbox"/> 基本構想の目標農業所得の2分の1以上の農業所得を確保している場合の特例(所得に応じた特例) <input type="checkbox"/> 市町村特認を受けている <input type="checkbox"/> 特例・特認は適用していない。
------	---	------	-----------------------------	---

本年(23年産) 平成23年産について、上記について変更はない
 変更ない 変更ある(変更がある場合は、変更部分を赤字で修正してください)

集落営農組織における要件の確認

特定農業団体以外の集落営農組織のみ記載

法人化等計画書に沿って、法人化への取組みを進めている
 農用地利用集積目標の達成に向けて、取組みを進めている

環境と調和に関する要件の確認

環境と調和のとれた農業生産の実施状況

過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が 実行できている 実行できていない

収入減少影響緩和対策(収入減少補てん)

加入する 加入しない

加入する場合は、以下に記入してください

23年産収入減少影響緩和交付金(収入減少補てん)について、積立金の積立を行う農業対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²

積立金の積立コースを記載してください。
(該当するものにレ印を記入)
なお、今回は意同の確認であり積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

10%の取収に対応した積立金を積立予定
 20%の取収に対応した積立金を積立予定

(注意事項)
 1 対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。
 2 収入減少影響緩和交付金の交付に当たり、米穀の生産数量目標に即した生産を行った等であることが確認できなかった場合、米穀について補てんが行われません。
 3 戸別所得補償制度における米価変動補てん交付金が交付される場合は、当該交付金の額を収入減少影響緩和交付金の補てん額から控除します。

畑作物の所得補償交付金
又はナラシ交付金の受領を
希望する者は必ず提出。

対象者要件の確認

氏名・加入実績データ等を
予め印字したものを配布
します。(変更があれば赤
字で訂正してください。)

該当するものにチェック
する

ナラシ加入申請・積立申出

「収入減少影響緩和
対策」に「加入する」
にチェックする

10%コース・20%コース
を選択

申出内容を記入

3. 10%コースへの変更方法について

22年産と同様、23年産ナラシにおいても、米の補てん額から戸別所得補償制度の「米価変動補てん交付金」の金額が控除されます。このため、20%の減収に備えた積立をやめて、10%コースへの変更を希望される加入者の方もいらっしゃるかと思います。その場合、加入者ご自身の判断で、コースの変更をすることは可能です。

ただし、繰越積立残額が相当額ある加入者の場合、自動的に20%コースになる方式になっています。したがって、今回10%コースへの変更を希望される方については、22年産ナラシの交付申請の機会等を活用して積立金返納の申出を行い、23年産ナラシの積立申出を行う前に、積立金の全額の返納を受け、あらためて10%分の積立金を納付していただく必要があります。

担一参考様式第12号

積立金返納申出書
(担一参考様式12)

収入減少影響緩和交付金の積立金返納申出書

年 月 日

〔 地方農政事務所長 殿
地方農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務所長 〕

住所
氏名 〔 法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名 〕 印

対策加入者管理コード	A																			
------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

私が積立金管理者に対して積み立てた収入減少影響緩和交付金における
※
〔 現在積み立てている積立金
交付決定後の積立金残額 〕の全額について、その返納を申し出ます。

※ 該当する方に○をつけてください。
※ 「交付決定後の積立金残額」を選択する場合は、交付申請書と同時に提出してください。

22年産ナラシの交付申請を行う場合は、「交付決定後の積立残額」の返納を申し出る。

4. 米の直販分の伝票等の提出省略について（交付申請時）

22年産ナラシにおいては、米の補てん額の計算において、米モデル事業の「変動部分」が控除されることから、交付申請の時点ではナラシ補てん金の有無や大小が不明です。そのような中で、特に、**米の直販で販売先の数が多い加入者の場合**、出るか出ないかわからない補てん金のために膨大な書類を提出することとなる可能性があります。

このため、**以下の条件を満たす場合には、米の直販分の伝票等の提出を省略**できるとします。最寄りの農政局・農政事務所にお気軽にご相談ください。

- ① **米戸別所得補償モデル事業に加入**していること
- ② 米の直販分の数量証明に必要な**伝票等の枚数が著しく多い**こと

この場合、通常の交付申請書、生産数量目標が分かる書類、品位等検査結果を確認できる書類に加え、「**直接販売した米穀の数量報告書**」に「**米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書**」を添付して提出してください。

担一参考様式第9号

直接販売した米穀の数量報告書

販売の相手先	銘柄名	契約年月日 <small>※ 4月1日以降に販売予定であるもののみ記入する。</small>	販売（予定）年月日	個数	販売対象数量（kg）
		年 月 日	年 月 日		()
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			
		年 月			

(注意事項)
 (1) 交付前年度末（収穫年の翌年の3月31日）までに販売したも銘柄（例えば、平成22年産特別栽培米〇〇県産コシヒカリ精米契約が複数ある場合等において、同一販売先に係る記述が複数）
 (2) 精米で販売しているものについては、精米数量を（ ）書き
 (3) 販売の相手先ごとの販売契約書、販売伝票等（当年産の銘柄）さい。（インターネットやFAX等による注文販売の場合は、財受けて販売の対象としたことの実事が確認できる書類の写しで

**直接販売した米穀の数量報告書
(担一参考様式9)**

担一参考様式第10号

平成 年 月 日

地方農政事務所長 殿

住所
氏名 (法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名) 印

米穀の直接販売分の証明書類の添付省略に関する申出書

記

- 1 証明書類は、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存するとともに、農政事務所職員が検査を実施する場合には速やかに開示いたします。
- 2 検査の結果、交付申請を行った数量に誤りが発見され、再計算の結果、交付金が過大となっていた場合には、過大分の交付金について速やかに返還いたします。
- 3 また、交付金が過小であった場合にあつては、追加交付は行われぬことについて了承し、異議を申し立てません。

報告数量に仮に間違いがあった場合は交付金の返還に応じること(また、追加払いを求めないこと)、添付を省略した書類を翌年度から5年間保存すること、求めがあれば保存中の書類を開示すること等への同意が必要です。

5. 対策加入者の方々への重要なお知らせ

平成23年産の加入の申請について

受付期間は、**平成23年4月1日** ～ **6月30日** です。

農業者戸別所得補償交付金の交付申請書（様式第1号）、経営所得安定対策加入実績確認書兼収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書（様式第6号）及び営農計画書（様式第2号）に必要事項を記入し、必要書類を添えて受付窓口に出してください。地域によっては、農協等出張受付を開催します。

平成23年産畑作物の所得補償交付金の申請時期及び交付時期

平成23年産畑作物の所得補償交付金の交付申請及び交付時期は以下のとおりです。

- 営農継続支払は農政局から5月31日までに前年産生産面積通知書（様式第11号）を送付しますので、その写しと様式第1号の交付申請書を6月30日までに提出いただければ8月～9月頃にお支払いします。（ただし、当年産の生産面積のある方に限ります。）
- 数量払（麦類）は23年10月以降～24年3月5日までに数量払交付申請書（様式第10号の1）と確認書類を提出いただければできるだけ早期にお支払いします。数量払（麦）は数量払（大豆）とまとめて交付申請することもできます。
- 数量払（大豆）は24年3月5日までに数量払交付申請書（様式第10号の1）と確認書類を提出いただければ交付申請から3月31日までににお支払いします。

なお、3月5日までに農産物検査が受検できない場合は、3月5日までに数量払交付申請書（予定数量報告書）（様式第10号の2）と確認書類を提出いただき、3月31日までに受検した数量を対象に4月5日までに生産実績数量報告書（様式第10号の3）と確認書類を提出いただければ4月中にお支払いします。

【【水田経営所得安定対策に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。】】

東海農政局三重農政事務所農政推進課 TEL 059-228-3151
津市広明町415-1 中勢地域、伊賀地域

東海農政局三重農政事務所地域第一課 TEL 059-353-4671
四日市市鶉の森1-10-2 北勢地域

東海農政局三重農政事務所地域第二課 TEL 0598-52-1511
松阪市鎌田町字南沖279-1 南勢地域